

健生食輸発0528第2号  
令和8年5月28日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「令和8年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について

(チリ産いちごのテブコナゾール、ベトナム産カエルのフラゾリドン、中国産ブルーベリー、中国産ブルーベリーのテブコナゾール及び未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)のクロルピリホス並びにフィリピン産バナナのシペルメトリン)

標記については、令和8年3月31日付け健生食輸発0331第2号(最終改正:令和8年5月19日付け健生食輸発0519第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、チリ産いちごのモニタリング検査において、残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、モニタリング通知を下記のとおり改正する。

また、ベトナム産カエルのフラゾリドンについて検査命令を解除したことから、令和8年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング通知を下記のとおり改正する。

さらに、これまでの検査実績を踏まえ、中国産ブルーベリー及び未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)並びにフィリピン産バナナについてのモニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

なお、チリ産いちごのテブコナゾールについては、登録検査機関による自主検査受託体制が整うまでの間は、貨物保留の上、行政検査で対応するようお願いする。

## 記

### 1. 別表第2への追加

- ・チリ産いちご及びその加工品(簡易な加工に限る。)のテブコナゾール
- ・ベトナム産カエル及びその加工品(簡易な加工に限る。)のフラゾリドン

### 2. 別表第3への追加

- ・チリ産いちご及びその加工品(簡易な加工に限る。)のテブコナゾール(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「VALLE FRIO SPA」であるものに限る。)

### 3. 別表第2から削除

- ・中国産ブルーベリー及びその加工品(簡易な加工に限る。)のテブコナゾール

#### 4. 別表第3から削除

- 中国産ブルーベリー及びその加工品（簡易な加工に限る。）のテブコナズール（製造者、製造所、輸出者又は包装者が「QINGDAO RICHBLUE BERRIES CO., LTD」であるものに限る。）
- 中国産未成熟えんどう（さや用種及びスナッフエンドウと称されるものに限る。）及びその加工品（簡易な加工に限る。）のクロルピリホス（製造者、製造所、輸出者又は包装者が「NINGBO HONGWEI FOOD CO., LTD.」であるものに限る。）
- フィリピン産バナナ及びその加工品（簡易な加工に限る。）のシペルメトリン（製造者、製造所、輸出者又は包装者が「YOSHIDA FARMS & TRADING CORPORATION」であるものに限る。）